

鹿児島大学工学部情報セキュリティポリシー

平成29年1月13日

工学部長 裁定

1 基本方針

鹿児島大学工学部（以下「工学部」という。）において、キャンパス情報ネットワークに接続するすべての機器の利用にあたっては、法令と規範を守り、不正アクセス及びウィルス感染を防ぐよう努めるものとする。

2 目的

情報セキュリティを確保するために必要なことは、セキュリティの脅威に対する予防とインシデント発生時の迅速な対応である。これまでも工学部では、ネットワーク社会の一員の義務として各種の予防措置とインシデント発生時の対応を行ってきた。

本方針はこれまで行ってきた工学部の情報セキュリティに対する基本方針を明文化し学内外に広く公開することにより、自らを律することを目的として策定するものである。

3 責任の所在

- (1) 情報セキュリティに関する責任は、工学部長が負う。
- (2) 前項における責任範囲は別紙1のとおりである。

4 組織・体制

- (1) 工学部の情報セキュリティに関する重要事項の審議は工学部ネットワーク委員会が対応する。
- (2) 全学的な意思決定が必要な場合は、工学部教授会を経て全学の情報ネットワーク委員会に提案する。

5 対策基準

情報セキュリティを確保するために遵守すべき行為及び判断の基準を示す情報セキュリティ対策基準は、「国立大学法人鹿児島大学情報システム運用基本規則」及び「国立大学法人鹿児島大学情報システム運用基本方針」を準用する。

6 利用方針

第5で定めた対策基準を遵守する情報システムの利用方針は、「国立大学法人鹿児島大学情報セキュリティガイドライン（利用者心得）」を準用する。

7 手順

インシデント発生時の情報連絡体制は「インシデント発生時使用者手順連絡先一覧」及び「工学部インシデント発生フロー図」に基づいて実行する

8 情報セキュリティ対策支援

各学科等の情報セキュリティ対策については、工学部ネットワーク委員会及び技術部が支援する。

9 対象範囲

本方針は、第3(2)に規定するキャンパス情報ネットワークに接続する者が鹿児島大学構成員であるかどうかに関わらず、接続されたすべての機器の利用者を対象とする。

附 則

- 1 この取扱いは、平成29年1月13日から実施する。